

## 昭和五十年自治省令第十七号

## 政治資金規正法施行規則

(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第三項、第七条の三第二項、第九条第二項、第十二条第一項、第二項及び第三項、第十条第二項、第二十条第一項並びに第二十一条第一項並びに政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号)第三条第二項及び第五条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、政治資金規正法施行規則を次のように定める。)

目次

- 第一章 政治団体の届出等(第一条一第十三条)
- 第二章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等(第十四条)
- 第三章 国会議員関係政治団体に関する特例等(第十五条一第三十三条)
- 第四章 報告書の公開(第三十四条一第三十六条)
- 第五章 寄附等に関する制限(第三十七条一第三十九条)
- 第六章 條則(第四十条一第四十一条)
- 附則

## 第一章 政治団体の届出等

(政治団体の設立の届出)

**第一条** 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四条。以下「法」という。)第六条第一項に規定する文書は、別記第一号様式によるものとする。

(政治団体が設立の届出に添付する文書)

**第二条** 政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。)第五条第二号から第六号までに掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一 令第五条第二号に規定する書面 別記第二号様式

二 令第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書 別記第三号様式

三 令第五条第二号イに掲げる文書 別記第四号様式

四 令第五条第二号ロに掲げる文書 別記第五号様式

五 令第五条第四号に掲げる文書 別記第六号様式

六 令第五条第五号に掲げる文書 別記第七号様式

七 令第五条第六号イに定める文書 別記第八号様式

(政治資金団体の指定又は取消しの届出)

**第三条** 令第六条第一項に規定する文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

一 政治資金団体の指定の届出 別記第九号様式

二 政治資金団体の指定の取消しの届出 別記第十号様式

(政治団体の異動の届出)

**第四条** 法第七条第一項に規定による異動の届出に係る文書は、別記第十一号様式によるものとする。

(政治団体台帳の調製及び保管)

**第五条** 法第七条の三第一項に規定する政治団体の台帳(以下「政治団体台帳」という。)は、カード式とし、別記第十二号様式に準じて調製するものとする。

2 政治団体台帳は、法令の規定による届出等があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載する等、常に、政治団体に関する正確な記録が行われるよう整備されなければならない。

3 都道府県の選舉管理委員会又は総務大臣は、法第十七条第三項の規定による公表をした場合には、直ちに、政治団体台帳から当該公表に係る政治団体のカードを取り除き、その日から五年間、当該カードを保存するものとする。

4 法第十八条の二第一項の規定により適用される法第七条の三第一項の規定により調製する政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

5 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

6 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

7 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

8 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

9 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

10 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

11 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

12 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

13 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

14 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

15 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

16 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

17 政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

2 法第十二条第一項第二号及び第十八条第四項第二号に規定する総務省令で定める項目は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選舉関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費とする。

3 法第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める経費は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費とする。

(収支報告書の様式及び記載要領)

**第八条** 法第十二条第一項の報告書(以下「収支報告書」という。)の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。

(領収書等の写しの提出方法等)

**第九条** 法第十二条第二項に規定する領収書等を報告書」という。)の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。

(領収書等の写しの提出方法等)

**第十条** 法第十二条第一項の報告書(以下「収支報告書」という。)の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十五号様式によるものとする。

(領収書等の写しの提出方法等)

**第十三条** 令第九条第二項の規定により読み替え式によるものとする。

2 法第十二条第二項に規定する支出の目的を記載した書面(以下この条において「支出目的書」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ當該各号に定めるものとする。

第一次号に掲げる場合以外の場合 別記第十八号様式

一 法第十八条第五項の規定により政治団体の本部が届出をする場合 別記第十九号様式

(政党の支部が設立の届出に添付する文書)

二 読替え後の令第五条第四号(以下この条及び第四十条において「読替え後の令第五条第四号」という。)に掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ當該各号に定める様式に準ずるものとする。

一 読替え後の令第五条第四号に規定する書面 別記第二十号様式

二 読替え後の令第五条第四号に規定する政党の証明書 別記第二十一号様式

三 読替え後の令第五条第四号に規定する政黨の届出等 別記第二十二号様式

四 読替え後の令第五条第四号に規定する政党の届出等 別記第二十三号様式

(特定ペーティーの届出に添付する文書)

一 読替え後の令第五条第四号に規定する政党の届出等 別記第二十四号様式

二 読替え後の令第五条第四号に規定する政党の届出等 別記第二十五号様式

(公職の候補者に係る資金管理団体の届出等)

一 読替え後の令第五条第四号に規定する書面 別記第二十六号様式

二 読替え後の令第五条第四号に規定する書面 別記第二十七号様式

三 読替え後の令第五条第四号に規定する書面 別記第二十八号様式

(国会議員関係政治団体に係る通知)

一 法第十九条第三項第一号に該当するとき 别記第二十九号様式

二 法第十九条第三項第二号に該当するとき 别記第三十号様式

三 法第十九条第三項第三号に該当するとき 别記第三十一号様式

(国会議員関係政治団体に関する特例等)

一 法第十九条第三項第二号に該当するとき 别記第二十二号様式

二 法第十九条第三項第二号に該当するとき 别記第二十三号様式

三 法第十九条第三項第三号に該当するとき 别記第二十四号様式

(国会議員関係政治団体に係る通知)

一 法第十九条第三項第一号に該当するとき 别記第二十五号様式

二 法第十九条第三項第二号に該当するとき 别記第二十六号様式

三 法第十九条第三項第三号に該当するとき 别記第二十七号様式

(国会議員関係政治団体に係る通知)

一 法第十九条第三項第一号に該当するとき 别記第二十八号様式

二 法第十九条第三項第二号に該当するとき 别記第二十九号様式

三 法第十九条第三項第三号に該当するとき 别記第三十号様式

(監査意見書の様式)

一 法第十四条第一項第一号に規定する監査意見を記載した書面は、別記第十七号様式によるものとする。

二 法第十七条第一項第一号に規定する監査意見を記載した書面は、別記第十八号様式によるものとする。

三 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第十九号様式によるものとする。

四 法第十九条第五項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十号様式によるものとする。

五 法第十九条第六項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十一号様式によるものとする。

六 法第十九条第七項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十二号様式によるものとする。

七 法第十九条第八項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十三号様式によるものとする。

八 法第十九条第九項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十四号様式によるものとする。

九 法第十九条第十項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十五号様式によるものとする。

十 法第十九条第十一項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十六号様式によるものとする。

十一 法第十九条第十二項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十七号様式によるものとする。

十二 法第十九条第十三項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十八号様式によるものとする。

十三 法第十九条第十四項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第二十九号様式によるものとする。

十四 法第十九条第十五項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第三十号様式によるものとする。

(政治資金監査報告書の様式)

一 国会議員関係政治団体の代表者 会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計

責任者が欠けた場合にその職務を行なうべき者の配偶者

二 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者

三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

四 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行なうべき者であつた者

## (少額領収書等の写しの提出方法)

第十八条 第九条第四項及び第五項の規定は、法第十九条の十六第六項の規定により提出する少額領収書等の写しについて準用する。この場合において、第九条第五項中「支出目的書は」とあるのは、「支出目的書は、これらの書面に係る支出がされた年を単位とし、かつ」と読み替えるものとする。

(少額領収書等の写しの提出期間の延長)  
第十九条 法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間(次項において「相当の期間」という)は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。

一 法第十九条の十六第六項に規定する期間(以下この条及び次条において「提出期間」という。)が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項各号に規定する公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。

二 法第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため当該国会議員関係政治団体の事務遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

三 前項の規定にかわらず、法第十九条の十六以内に全ての少額領収書等の写しを提出することができ事務処理上困難な特別な事情(次条において「特別な事情」という。)があるときには、

相当の期間は、三十一日以上六十日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間とする。(提出期間延長に係る文書に記載すべき事項)

第二十条 法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定によると命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき、公職の候補者の氏名及び選挙の種類とし、前条第一項第二号に掲げる事由に該当するとき、提出期間を延長しなければならない正當な事由

二 特別な事情があるとき、当該特別な事情(少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項)

三 特別な事情があるとき、当該特別な事情(少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項)

四 前条第一項に規定する開示請求者(次条において「開示請求者」という。)が求めることができる開示の実施の方法

二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料の額

三 開示を実施することができる日、時間及び場所

四 少額領収書等の写しの送付を求めることができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示の実施に関する開示請求者が申し出る事項)

第二十二条 令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示の実施に関する開示請求者が求める開示の実施の方法(複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は開示決定に係る少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 法第十九条の十六第十一項の規定による決定に係る少額領収書等の写しの一部についての旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法

三 開示の実施(次号に規定する場合を除く。)を希望する日

四 少額領収書等の写しの送付を求める場合にあつては、その旨

(更に開示を受ける旨の申出)  
第二十三条 令第十一条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。

一 最初に開示を受けた旨

二 最初に開示を受けた日

三 前条各号に掲げる事項

四 少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ

五 登録申請書は、日本産業規格A4列四番とする。

六 令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A4列四番とする。

七 登録申請書は、登録政治資金監査人名簿の登録事項

八 令第十二条第一号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

九 登録申請書は、登録政治資金監査人証票を提出しなければならない。

十 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十一 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十二 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十三 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十四 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十五 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十六 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十七 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十八 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

(登録政治資金監査人に係る登録申請書)  
第二十七条 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書(次項において「登録申請書」といふ。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

一 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

二 本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

三 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

四 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

五 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

六 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

七 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

八 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

九 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十一 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十二 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十三 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十四 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十五 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十六 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十七 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十八 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

十九 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

二十 三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。（登録政治資金監査人に係る登録の抹消に関する申請等）

**第三十一条** 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。

2 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代表人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

#### （政治資金監査に関する研修）

**第三十二条** 法第十九条の二十七第一項に規定する政治資金監査に関する研修は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として行われるものとする。

2 前項の研修は、政治資金監査に関する具体的な指針に係る研修を主たる内容とし、政治資金の制度に関する専門的知識その他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識に係る研修を含むものとする。

3 第一項の研修は、同項の目的を達成できるよう適切な方法により行わなければならない。（政治資金適正化委員会の参事官）

**第三十三条** 政治資金適正化委員会の事務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、事務局長の命を受けて、局務のうち重要な事項に係るものを総括整理する。

#### 第四章 報告書の公開

（収支報告書の要旨の公表の様式）

**第三十四条** 法第二十条第一項の規定による公表は、別記第三十一号様式に準じて行うものとする。

#### （収支報告閲覧対象文書の閲覧）

**第三十五条** 法第二十条の二第二項の規定による総務大臣が受理した収支報告閲覧対象文書（令第十八条に規定する収支報告閲覧対象文書をいう。以下この条及び次条において同じ。）の閲覧は、総務大臣が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

2 前項の収支報告閲覧対象文書は、同項の場所以外に持ち出すことができない。

3 第一項の収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

#### （収支報告閲覧対象文書の写しの交付）

**第三十六条** 法第二十条の二第二項の規定による申請は、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。（この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。）

#### （交付請求書）

1 交付請求をする者（以下この条において「交付請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書（次項において「交付請求書」という。）でなければならぬ。

#### （交付請求書）

1 交付請求をする者（以下この条において「交付請求者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体については代表者の氏名

#### （告閱覧対象文書に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付）

3 交付請求者が求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の方法）

#### （告閱覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付）

4 収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求めの場合にあつては、その旨

#### （当該部分ごとの写しの交付の方法）

2 総務大臣は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 総務大臣は、交付請求を受けたときは、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかるらず、総務大臣は、事務處理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期

間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 前二項の規定にかかるらず、総務大臣は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著

しく大量であるため、当該交付請求があつた日から六十日以内にその全てについて法第二十条の二第二項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。（この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。）

#### （交付請求書）

1 この項の規定を適用する旨及びその理由

2 残りの収支報告閲覧対象文書の写しについて当該交付をする期限

#### （第五章 寄附等に関する制限）

**第三十七条** 令第二十二条第一項第三号に規定する資本的支出として総務省令で定める支出は、土地の購入費並びに建物の購入費及び建設費に係る支出とする。（純資産から控除する資本金等）

#### （第六章 補則）

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

**第四十条** 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

1 令第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書

2 令第五条第六号に定める文書

3 法第十四条第一項に規定する監査意見を記載した書面

4 読替え後の令第五条第四号に規定する書面

5 読替え後の令第五条第四号に規定する政党の証明書

6 法第十九条の八第一項に規定する文書

7 法第十九条の八第二項に規定する文書

8 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書

第七項に規定する個人番号カードその他の総務大臣が適当と認める書類をいう。以下同じ。）の提示又は提出を受けること

1 保管者等の代理人からの寄附物件の提出を受ける場合においては、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を受けること

2 保管者等の代理人からの寄附物件の提出を受ける場合においては、当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を受けること

3 保管者等（法人にあつては、その代表者から本人確認書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条





係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。  
前項に規定する方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。  
第五項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。

(会計帳簿等の記載に関する経過措置)

**第六条 新規則別記第六号様式及び第七号様式の規定は、附則第一条第二号に定める日の属する年以後の期間に係る法第九条第一項の規定による会計帳簿及び法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（以下この条において「会計帳簿等」という。）の記載について適用し、同年の前年以前の期間に係る会計帳簿等の記載については、なお従前の例による。**

**附 則（平成二十七年一〇月一三日総務省令第八九号）**  
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別記第六号様式、別記第二十号様式及び別記第二十一号様式の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附 則（平成三〇年二月二八日総務省令第七号）**

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

**附 則（令和元年五月三一日総務省令第九号）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則（令和元年八月八日総務省令第十九号）**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付

与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十九日から適用する。

**附 則（令和元年一二月一三日総務省令第六四号）**

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則（令和三年一月一日総務省令第五号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和三年二月一五日総務省令第（一〇号））**

この省令は、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二十九号）第六条の規定の施行の日から施行する。

**附 則（令和三年八月二日総務省令第七四号）**

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

**附 則（令和四年七月二十五日総務省令第七四九号）**

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

別記  
第1号様式（第1条関係）

第1号様式(第1条関係)	
成田伊津立基 会期 年月日	
税務大臣 佐藤義典	
税務課長 稲垣義典	
税務課副長 関根義典	
税務課主幹 鈴木義典	
税務課員 石川義典	
税務課員 森義典	
税務課員 松原義典	
税務課員 小林義典	
税務課員 岩崎義典	
税務課員 永井義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	
税務課員 佐々木義典	
税務課員 今井義典	
税務課員 鈴木義典	
税務課員 森義典	
税務課員 田中義典	



第6号様式（第2条関係）

(備考)

- この周辺の大きさは、日本産業規格例4番とすること。
- 15以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあっては、その区域)又は選舉区の区域を基準として設けられた支部にあっては、「15人」を入ること。
- 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行なう上の都道府県の区域にあたり、又は主なる事務所の所在地の都道府県において、主としてその活動を行なう部の順とし、それぞれ主たる運営幹部にまとめて記すこと。」

第7号様式（第2条関係）

旅行代金(支票用)	
団会員員名簿	
令和 年 月 日	
被 務 大 会 告 瞠	
何(選択用)会員登録委員会	
表面条件の名前	
主導者(主要な構成員)である会議員又は会議出席者の名前について、別紙のとおり記入願ります。	
主導者の氏名	
主導者の年齢	
*	
*	
*	
*	
*	

(備考)

- この規則の大きさは、日本産業規格A4番号とすること。
- 衆議院議員又は参議院議員の職にあつてゐる者についてのみ記載すること。
- 衆議院議員又は参議院議員が主とする政治団体名については、「主要者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要構成員である政治団体名については、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 主要な構成員が複数名の場合は、別紙として添付すること。

第8号様式（第2条関係）

第8回様式(第2回題目)	
被 告 請 告	
令和 年 月 日	
政治団体の名前	
代表者の氏名	職 業
土地の種類	
氏 名	
住 所	

私(私)は、令和 年 月 日から行動の規制(歩行)を受けています。

(備考)

- 1 この間の大きさは、日本通商産業局40番とすること。
- 2 「公会議」は、公会議会員の会員登録者に、同じくは定部会員の会員登録者とし(公会議の上位)のこと。その他のものについては「公会議会員登録(個別)」、その他の被執筆者や被執筆者などとするとあっては「公会議会員登録(被執筆者等)」の同じ用語記載すること。
- 3 「伝名」は、記載と押印を兼ねること。署名は必ず個人であることをこと。
- 4 被執筆会員の場合は、「被執筆会員登録」として記すこと。
- 5 公会議登録が実施された場合は、「公会議」に登録した会員の種類及び其年月日を「平成会議登録(実施)」欄に記入する。年月日(年 月 日)の記入は

第9号様式（第3条関係）



（参考文献）

- 1 政党の支援又はその他政治団体の認定については、「政黨本部の名義」欄に「各候補の名前を記入すること」、同上。在籍者数を記入する政党又は他の政治団体の場合は、該候補の名前を記入すること。
- 2 支援金の支給についての文書は「支給の実績と支給の方法」欄に記入する場合は、「提出書類の書式」の「内側」、「支給の実績」と「支給の方法」の欄に記入する場合は、「内側」、「支給の方法」の欄に記入する。併せて「支給の実績」の文書と「支給の方法」の文書を提出すること。
- 3 支援金の支給額と受け取った金額については、「支」欄に、「支給額」欄に「第3項第1項の金額(年会員金等)」、100円以下で記入すること。  
（参考文献）  
「支給金の支給と受け取った金額」欄に記入する場合は、「内側」、「支給の実績」と「支給の方法」の欄に記入する。併せて「支給の実績」の文書と「支給の方法」の文書を提出すること。

第13号様式（第6条関係）

第13号様式(税込各額)		年		年		年	
1 期初	2 期末	3 増減	4 増減	5 増減	6 増減	7 増減	8 増減
個人の販売する在庫及び会費							
1 何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時
合計							
(2) 営業用資本の変動							
(i) 個人からの寄附							
1 何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時
小計							
(ii) 法人の他の団体からの寄附							
1 何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時
小計							
(iii) 税務従事者からの寄附							
1 何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時
小計							
(4) 前回のうち、寄附のふりにせんにあらがひ							
(i) 個人によるもの							
1 何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時	何時
小計							

(4) 他の人の仕事の仕方に よるもじり	1. 同 2. 同 — 小計	+	*
(5) 政府任務によるもじり	1. 同 2. 同 — 小計	+	*
2020 政府要事務	1. 同 2. 同 — 小計	+	*
2. 期間記載の早いもの の仕事によるもじり	1. 同 2. 同 — 小計	0	計
(1) 機関組織の実行事業	1. 同 2. 同 — 小計	0	計
12) 政治資金バーチャル 開票事務	1. 同 2. 同 — 小計	0	計
<b>(政治資金バーチャル 開票事務に付ける)</b>		(1) 同	*

ア 個人からの対価の支払	(1) <input type="checkbox"/>	(2) <input type="checkbox"/>	(3) <input type="checkbox"/>	(4) <input type="checkbox"/>	(5) <input type="checkbox"/>	(6) <input type="checkbox"/>	(7) <input type="checkbox"/>	(8) <input type="checkbox"/>	(9) <input type="checkbox"/>	(10) <input type="checkbox"/>	(11) <input type="checkbox"/>	(12) <input type="checkbox"/>	(13) <input type="checkbox"/>	(14) <input type="checkbox"/>	(15) <input type="checkbox"/>	(16) <input type="checkbox"/>	(17) <input type="checkbox"/>	(18) <input type="checkbox"/>	(19) <input type="checkbox"/>	(20) <input type="checkbox"/>	(21) <input type="checkbox"/>	(22) <input type="checkbox"/>	(23) <input type="checkbox"/>	(24) <input type="checkbox"/>
イ 法人その他の団体からの対価の支払	(1) <input type="checkbox"/>	(2) <input type="checkbox"/>	(3) <input type="checkbox"/>	(4) <input type="checkbox"/>	(5) <input type="checkbox"/>	(6) <input type="checkbox"/>	(7) <input type="checkbox"/>	(8) <input type="checkbox"/>	(9) <input type="checkbox"/>	(10) <input type="checkbox"/>	(11) <input type="checkbox"/>	(12) <input type="checkbox"/>	(13) <input type="checkbox"/>	(14) <input type="checkbox"/>	(15) <input type="checkbox"/>	(16) <input type="checkbox"/>	(17) <input type="checkbox"/>	(18) <input type="checkbox"/>	(19) <input type="checkbox"/>	(20) <input type="checkbox"/>	(21) <input type="checkbox"/>	(22) <input type="checkbox"/>	(23) <input type="checkbox"/>	(24) <input type="checkbox"/>
ウ 政府機関体からの対価の支払	(1) <input type="checkbox"/>	(2) <input type="checkbox"/>	(3) <input type="checkbox"/>	(4) <input type="checkbox"/>	(5) <input type="checkbox"/>	(6) <input type="checkbox"/>	(7) <input type="checkbox"/>	(8) <input type="checkbox"/>	(9) <input type="checkbox"/>	(10) <input type="checkbox"/>	(11) <input type="checkbox"/>	(12) <input type="checkbox"/>	(13) <input type="checkbox"/>	(14) <input type="checkbox"/>	(15) <input type="checkbox"/>	(16) <input type="checkbox"/>	(17) <input type="checkbox"/>	(18) <input type="checkbox"/>	(19) <input type="checkbox"/>	(20) <input type="checkbox"/>	(21) <input type="checkbox"/>	(22) <input type="checkbox"/>	(23) <input type="checkbox"/>	(24) <input type="checkbox"/>
エ 個人によるもの	(1) <input type="checkbox"/>	(2) <input type="checkbox"/>	(3) <input type="checkbox"/>	(4) <input type="checkbox"/>	(5) <input type="checkbox"/>	(6) <input type="checkbox"/>	(7) <input type="checkbox"/>	(8) <input type="checkbox"/>	(9) <input type="checkbox"/>	(10) <input type="checkbox"/>	(11) <input type="checkbox"/>	(12) <input type="checkbox"/>	(13) <input type="checkbox"/>	(14) <input type="checkbox"/>	(15) <input type="checkbox"/>	(16) <input type="checkbox"/>	(17) <input type="checkbox"/>	(18) <input type="checkbox"/>	(19) <input type="checkbox"/>	(20) <input type="checkbox"/>	(21) <input type="checkbox"/>	(22) <input type="checkbox"/>	(23) <input type="checkbox"/>	(24) <input type="checkbox"/>
イ 法人その他の団体によるもの	(1) <input type="checkbox"/>	(2) <input type="checkbox"/>	(3) <input type="checkbox"/>	(4) <input type="checkbox"/>	(5) <input type="checkbox"/>	(6) <input type="checkbox"/>	(7) <input type="checkbox"/>	(8) <input type="checkbox"/>	(9) <input type="checkbox"/>	(10) <input type="checkbox"/>	(11) <input type="checkbox"/>	(12) <input type="checkbox"/>	(13) <input type="checkbox"/>	(14) <input type="checkbox"/>	(15) <input type="checkbox"/>	(16) <input type="checkbox"/>	(17) <input type="checkbox"/>	(18) <input type="checkbox"/>	(19) <input type="checkbox"/>	(20) <input type="checkbox"/>	(21) <input type="checkbox"/>	(22) <input type="checkbox"/>	(23) <input type="checkbox"/>	(24) <input type="checkbox"/>
ウ 政府機関体によるもの	(1) <input type="checkbox"/>	(2) <input type="checkbox"/>	(3) <input type="checkbox"/>	(4) <input type="checkbox"/>	(5) <input type="checkbox"/>	(6) <input type="checkbox"/>	(7) <input type="checkbox"/>	(8) <input type="checkbox"/>	(9) <input type="checkbox"/>	(10) <input type="checkbox"/>	(11) <input type="checkbox"/>	(12) <input type="checkbox"/>	(13) <input type="checkbox"/>	(14) <input type="checkbox"/>	(15) <input type="checkbox"/>	(16) <input type="checkbox"/>	(17) <input type="checkbox"/>	(18) <input type="checkbox"/>	(19) <input type="checkbox"/>	(20) <input type="checkbox"/>	(21) <input type="checkbox"/>	(22) <input type="checkbox"/>	(23) <input type="checkbox"/>	(24) <input type="checkbox"/>

		内訳	
		(2) 何	—
		(内訳の行)	
(1) その他の収益	1	何	*
	2	何	—
4 受入金		小計	計
	1	何	*
	2	何	—
5 本支又は支那から匯入された資金(積入保付)		合計	
	1	何	*
	2	何	—
6 その他の収入		合計	
	1	何	*
	2	何	—
		合計	
総入の額			

2. 文書類		取扱いの品目	金額	年月日	支取金額合計 支拂い済み額	備考
1. 仕入代費	(1) 人件費	1. 何時	+			
		2. 何時	-			
		合計				
	(2) 光熱費	1. 何時	+			
		2. 何時	-			
		合計				
	(3) 業品・消耗品費	1. 何時	+			
		2. 何時	-			
		合計				
	(4) 材料代費	1. 何時	+			
		2. 何時	-			
		合計				
2. 支出金額	(1) 関係会社取引額	1. 何時	+			
		2. 何時	-			
		合計				
	(2) 通字帳取引額	1. 何時	+			
		2. 何時	-			
		合計				

(3) 梅雨の時期に発行するための事務用紙類の 行数集計			
1. 案	+	+	
2. 案	—	—	
3. 小計			
イ 定期事業報告			
1. 案	+	+	
2. 案	—	—	
3. 小計			
ウ 政府機関への シミュレーション報告			
1. 案	+	+	
2. 案	—	—	
3. 小計			
エ その他の報告書			
1. 案	+	+	
2. 案	—	—	
3. 小計			
(4) 調査研究費			
1. 案	+	+	
2. 案	—	—	
3. 合計			
(5) 勘定・会計費			
1. 案	+	+	
2. 案	—	—	
3. 合計			



第14号様式（第8条関係）



12. 飲食量と運動量		○ 飲食量と運動量の関係			
飲食量	運動量	高	中	低	無
高	高	○	○	○	○
高	中	○	○	○	○
高	低	○	○	○	○
高	無	○	○	○	○
中	高	○	○	○	○
中	中	○	○	○	○
中	低	○	○	○	○
中	無	○	○	○	○
低	高	○	○	○	○
低	中	○	○	○	○
低	低	○	○	○	○
低	無	○	○	○	○
無	高	○	○	○	○
無	中	○	○	○	○
無	低	○	○	○	○
無	無	○	○	○	○



資本等の状況			
資本等の有無	有	無	備考
資本等の項目別区分			
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 備蓄の有無(自社と子会社と地主権又は土地の所有権)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 資本の額(10万円未満)と其の構成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 資本(被投資会社及び同親会社を除く)のうち10万円未満を有する会社の数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金銭預貯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出資による有利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 保有するこの会社の100万円未満の株式を有する人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 未支払の会員料100万円未満を有する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ム 未納の会員料100万円未満を有する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ エス-ツ-セイの会員料100万円未満を有する人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

〔付書類(別添のとおり)  
1 顔写真等の写し。  
2 認定見習者登記及び政治資金団体に限る。)  
3 政治資金監査報告書(公認会計士開業政治団体に限る。)  
この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、眞実に相違あらずま  
たる旨を記載する。  
令和 年 月 日  
政治団体の名称  
会計監査者の氏名

かからず、記載すること。

（4）「議員開院閉院公休日に関する特例の適用権」欄には、12月31日在籍での会員会員賛成公休日に関する特例規定の適用の有無にかからず、当該年中に同一部の議員団による会員会員賛成公休日に関する特例規定が適用されている場合は、その期間を記載すること。この場合において、該該年に「議員開院閉院公休日に関する特例規定が適用されること」となり、「12月31日在籍」で「議員開院閉院公休日に関する特例規定が適用されない」といふことは、後述、「12月31日在籍」で「議員開院閉院公休日に関する特例規定が適用されない」といふことは、後述、「12月31日在籍」で「議員開院閉院公休日に関する特例規定が適用される」とこととなる旨から12月31日より、「1月1日現用」の記載とされ、該該年に「議員開院閉院公休日に関する特例規定が適用されない」といふことは、後述、「12月31日在籍」で「議員開院閉院公休日に関する特例規定が適用される」とこととなる旨から12月31日より、「1月1日現用」の記載とされる。

開催政務団体に関する特例規定が適用されなくなつたときには、1月1日から会員議員開催政務団体に関する特例規定が適用されなくなるまでの日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通常で国会議員開催政務団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中ににおける資金管理団体の指定の有無にかかへらず、記載すること。

様式(その2)について  
1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。  
2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名等寄附(寄附のうち、決算書等の第2回以降に実質上党費又は政治資金由来が仰取扱い一般に分類され

る演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(2)及び12において同じ。)を除く、12を除き、以下同じ。)に

については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに種類を記載するものとし、寄附のうち、寄附金のうちには贈与税控除の対象となる寄附額を記載することとする。

寄附のためせんに係るものについては、その總額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内容としてその總額を記載すること。また、本部又は文部

から供与された交付金による収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

③ 政党固有書簡については、その範例を記載すること。  
様式(その3)について  
① 横断紙の発行その他の事項による記入については、その範例の種類及び当該欄

(2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、その種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

ては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、そ

(2) 政治資金パーティーを他の政治団体と共に開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名前を「報道」欄に記載すること。

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記

---

www.nature.com/scientificreports/



支出にあつては1万円を超える支出について、団体識員關係公務旅行に関する特例規定で適用となつたところ、精明に付した支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名前及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月を次の例により記載すること。

政治活動費は、16(2)の(2)のあからカまでの基準により分類し、さらに費用ごとに、



第17号様式(第10条関係)  
監査意見書  
会期 年月日

定期(期的等)第 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

- 記  
1. 審査した監査の概要  
2. 監査の内容となる会計計算、政治資金規正法収支報告に規定する明細書及び監査書等についての意見  
3. その他の監査上の特記事項

政府の本邦の政治資金規正法の名称  
監査した者の名・氏名

(略号)  
1. この用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。  
2. 「監査の内容となる会計計算、政治資金規正法収支報告に規定する明細書及び監査書等についての意見」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず監査した者本人のものとする。

第18号様式(第11条関係)  
政治資金規正法監査報告書  
会期 年月日

会計監査の委託者  
会計監査の委託者

政府の本邦の政治資金規正法の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名  
会計監査者の氏名

会期 年月日に監査をしたので、政治資金規正法施行規則第4条第1項の規定により提出します。  
(略号)  
1. この用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。  
2. 代表者の会計監査の委託者に記入する欄については本人確認書類の表示又は提出を、これらの者の代理人場合は該当する欄については当該代理人の確認書類を記入する事とする。ただし、代表者がひいては監査の委託者本人のものとし、監査の委託者である場合は、この限りでない。  
3. 目次を変更せしめどんは、監査の用紙でなく、この用紙の監査報告書及び監査報告書の別刷りの用紙で記入する場合は、この用紙にて行うこと。  
4. ご提出出す文書には、法律第17条第1項に規定する段落及び末尾出しが記載等する場合、この用紙を複数枚提出して記載する場合とする。

第19号様式(第11条関係)  
政治資金規正法監査報告書  
会期 年月日

会計監査の委託者  
会計監査の委託者

政府の本邦の政治資金規正法の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名  
会計監査の委託者

本部の用紙の下記の欄は、会期 年月日に監査をしたので、政治資金規正法施行規則第4条第1項の規定により提出します。

会計監査の委託者は、当該会計監査の代表者及び監査の委託者であつた者に代へて、同監査行為の責任を負ふことをいたす。

記  
1. 政府の本邦の政治資金規正法の名称  
2. 支部の事務所の所在地  
3. 支部の会計監査の委託者  
4. 支部の会計監査の委託者

(略号)  
1. この用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。  
2. 支部の会計監査の委託者に記入する欄については本人確認書類の表示又は提出を、これらの者の代理人場合は該当する欄については当該代理人の確認書類を記入する事とする。ただし、代表者がひいては監査の委託者本人のものとし、監査の委託者である場合は、この限りでない。  
3. この用紙の用紙は、当該会計監査の代表者及び監査の委託者であつた者は、監査の用紙で記入する場合は、この用紙を複数枚提出して記載する場合とする。

第20号様式(第12条関係)  
政変の状況等に関する書  
会期 年月日

政変の支部の名称

本支部の支部の名称及び監査の委託者

本支部の支部の名称及び監査の委託者

名	姓
本支部の支部の名称及び監査の委託者	
本支部の支部の名称及び監査の委託者	
本支部の支部の名称及び監査の委託者	

(略号)  
1. この用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。  
2. 「政変の支部の名称及び監査の委託者」欄には、当該会計監査の代表者及び監査の委託者であつた者の名、主たる事務所の所在地及びしてその活動を行う区域を記入する。  
3. 以上の小字欄(住所欄を含む)の区域(「陳述欄」における)については、その区域は組合区の区域又は選舉の区域として記載する。ただし、(□)内に「レ」を記入すること。

第21号様式(第12条開似)

鄭 越 明 審

改 党 の 文 部 の 名 称  
主 た る 事 業 所 の 所 在 地  
主 た る 活 動 区 域

上記の文部は、本改 党 の 文 部 (何を単位として設けられる文部) であることを明示する。

令和 年 月 日

株式会社  
主たる事務所の所在  
代表者の氏

(考擧)

- 1 この辺の大きさは、日本薬業規範4回番とすること。
- 2 1以上の市町村(特例区を含む)の区域(指定都市にあっては、その区域は総合区の区域)又は選管区の区域を単位として扱われる支局にあっては、「本支局の〇〇〇〇〇〇を単位として扱われる支局」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、既存押印をもとし、署名は必ず代表者本人が署するること。

第22号様式(第13条開設)

定バーディー開催計画書		
会社	年	月
政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名		

政治資金規正法第15条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

政治資金パーティーの 名前	
開催年月日	会場年月日
開催場所	(〒 ) [電話 ]
収入の予定期額	四
パーティー券一枚当たり の金額(単位基準)	四
収益の予定期額	四
収益の予定期額と支出	

- この問題の答えは、日本政府が税制特典として、個人の資本運用による収益を課税する際、その収益が届出に係る収入によって課税されるべきであると主張する立場を示す提出で、この立場を支持すること。
- 「議論」には、何回か、「新規住宅ローンの貸付日付が1990年1月1日以後の場合は、この金利を適用する」と記載されています。
- 「議論」には、何回か、「新規住宅ローンの貸付日付が1990年1月1日以後の場合は、この金利を適用する」と記載されています。
- 「新規住宅ローン」には、現金を専用口座へ預けた上で、専用口座から支取ること。
- 「新規住宅ローン」には、現金を専用口座へ預けた上で、専用口座から支取ること。

第23号様式(第14条同様)

企 営 理 团 体 指 定 局  
令和 年 月 日  
段  
公職の種類  
氏 名

〇〇〇〇

金銭上法第19条第2項の規定により差し引かれます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 実行委員会の所在地

2 生にひき附けの所在地  
3 代表者の氏名

---

宣 告 書

私は、上記の記載が眞実であることを誓います。

令和 年 月 日

第24号様式(第14条同様)

管理団体指定取消届  
令和 年 月 日

何(都道府縣)選舉管理委員會  
氏 住 所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記	
1 資本管理部門の名前	
2 まるる事務所の所在地	
<hr/>	
宣 告 書	
私は、上の記載が実際であることを誓います。	
㊞	年 月 日
<hr/>	
氏 名	

第25号様式（第14条関係）

第25号様式（第14条関係）

資金管理団体でなくなった旨の届  
会員年月日  
社名  
住所  
下記の取扱いは、令和年月日以降（  
）により、資  
金管理団体でなくなったため、改治資金規正法第3条第3項の規定により行ないます。  
記

1 資金管理団体の名称  
2 主たる事務所の所在地  
.....  
正 告 番  
私は、上記の記載が実際でありますことを誓います。  
令和年月日  
氏名  
(捺印)  
2 この用紙の大きさは、日本通常規格A4をとすること。  
2 この用紙は資金管理団体の運営をした者が行うこと。ただし、当該者が既に亡した場合は  
は記入する。新しく運営された者が行うこと。  
3 本用紙は、改治資金規正法第3条第3項の規定に基づくものである。改治資金規正法第3条第3項  
の規定による個人の取扱いは、改治資金規正法第3条第3項の規定による個人の取扱いと同一の取  
扱いとみなす。ただし、資金管理団体の運営をした者が既に亡した場合は、( )には「資金管理団  
体の運営をした者が既に亡したこと」と記載すること。  
4 ( )には、「資金管理団体の運営をした者が既に亡したこと」、「解約したこと」、「改  
治資金規正法に規定する他の団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。  
5 資金管理団体の運営をした者が既に亡した場合は、( )には「資金管理団  
体の運営をした者が既に亡したこと」と記載すること。

第26号様式（第14条関係）

第26号様式（第14条関係）

資金管理団体各員出事項の眞跡  
会員年月日  
社名  
住所  
前事業に就職がかかったので、改治資金規正法第3条第3項の規定により、下記の  
とおり記出します。  
.....  
正 告 番  
私は、上記の記載が実際でありますことを誓います。  
令和年月日  
氏名  
(捺印)  
(備考)  
1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4をとること。  
2 この用紙は資金管理団体の運営をした者が行うこと。  
3 本用紙は、改治資金規正法第3条第3項の規定に基づくものである。改治資金規正法第3条第3項  
の規定による個人の取扱いは、改治資金規正法第3条第3項の規定による個人の取扱いと同一の取  
扱いとみなす。ただし、資金管理団体の運営をした者が既に亡した場合は、( )には「資金管理団  
体の運営をした者が既に亡したこと」と記載すること。

第27号様式（第15条関係）

第27号様式（第15条関係）

会員開設取消理由に該当する旨の通知  
会員年月日  
会員の姓名  
代表者の姓名  
公職の種類  
氏名  
住所  
会員は、私を推薦し、文書を持てることを本件の目的とする会員登録をして、改治資  
金規正法第19条の規定に該当する旨の会員登録確認用紙に記入 年月日から該當  
する前の法規条件違反は新規会員登録の規定による届出をする必要があるのに、同法第19  
条の規定の趣旨により違背する場合は、この限りでない。

1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4をとること。  
2 「会員登録用紙」には、申請用紙又は申請用紙の部分により、申請にあわせる( )には「会員登録用紙(代表者等)」、その他の申請者又は申請者となるうそりとある( )には「  
会員登録用紙(申請者等)」の所と記載すること。  
3 本用紙は、改治資金規正法第3条第3項の規定に基づくものである。改治資金規正法第3条第3項  
の規定による個人の取扱いは、改治資金規正法第3条第3項の規定による個人の取扱いと同一の取  
扱いとみなす。ただし、資金管理団体の運営をした者が既に亡した場合は、( )には「資金管理団  
体の運営をした者が既に亡したこと」と記載すること。

第28号様式（第15条関係）

第28号様式（第15条関係）

会員開設取消理由に該当しなかつた旨の通知  
会員年月日  
会員の姓名  
代表者の姓名  
氏名  
住所  
私が会員登録用紙は会員登録用紙に該当する旨の登録をして、改治資  
金規正法第19条の規定に該当する旨の会員登録確認用紙に記入 年月日から該當  
する前の法規条件違反は新規会員登録の規定による届出をする必要があるのに、同  
法第19条の規定の趣旨により違背する場合は、この限りでない。

1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4をとること。  
2 この用紙は、改治資金規正法第3条第3項の規定による運営をした者が行うこと。  
3 本用紙は、改治資金規正法第3条第3項の規定による運営をした者が行うこと。  
4 会員登録用紙に該当する旨の登録をして、改治資金規正法第3条第3項の規定による運営をした者が行うこと。

証券口座名(別用各欄)	
姓	名
性別	年齢
会員登録用紙の本名 代 表 者 の 氏 名 略	
登録料の金額を支那人 登録料 税 金 申 題 例 登録料 6ヶ月 600 円 年 月 日	
1. 調査の概要	
2. 調査の結果	
3. 審査の結果	
(備考) <ol style="list-style-type: none"> <li>この用紙の大まかさは、日本銀行規則第4回のとること。</li> <li>本用紙は、個人、法人、団体、各種会員登録料支那人へお届けすること。</li> <li>改めて会員登録料を支払う場合は、本用紙を必ずお持ちの上、お届けを受ける旨を記すこと。</li> </ol>	

## 2 獲査の結果

### 2 安防制限

(備考)

- この算出基準の大きさは、日本産業規格A4番号とすること。
- 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が自署すること。
- 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

第 号	世銀財政資金監査人候補
 <input type="radio"/> (氏名) 年月日生	(性別) (性年号) (法人又は事務所の名称) (所属事務所又は事務所の所在地)
<input type="radio"/> (性年号)	
<input type="radio"/> (法人又は事務所の名称)	
<input type="radio"/> (所属事務所又は事務所の所在地)	
上の者は、年月日世銀財政資金監査人候補をうけたことを 証明する。	
年月日 財政資金監査委員会	
<small>(署名)</small>	

(備考)  $\pi = 3.14159\cdots$  は小数第 1000 位まで正確である。

一 丁目-市町会のもの	
2 文部省のもの	
経済省	
「大正十二年支那に對して供與した交付金に關する支出」	
人件費	
外債償還費	
公債償還費	
内債の償還費	
財政貢賃費	
税金の賦課	
(うち) 交付金に對して供與した交付金に關する支出	
國庫の貢賃費	
國庫の賦課	
國庫貢賃費に對するその他の小量支費	
種種貢賃費に對するその他の小量支費	
三種の貢賃費	
政府貢賃費ハマツ一開國事務費	
その他の事務費	
貢賃費	
當初・交付金	
3 他の機関のもの	
4 他の機関のもの	
(個人)	
(被贈者の名前) (金額) (住居) 何處都道府縣町村	
姓 *	
名 *	
：	
(団體)	
(被贈者の名前) (金額) (住居) 面	
姓 *	
名 *	
：	
(組織団体)	
(被贈者の名前) (金額) (住居) 面	
姓 *	
名 *	
：	
需用のうち(被贈者)カモウヒヤウシヨウのもの	
(被贈者の名前) (金額) (住居) 何處都道府縣町村	
姓 *	
名 *	
：	

1  
 7 特定パートナーの概要  
 (特定パートナーの氏名) (会 员) (特定パートナーの会員登録番号)  
 何 +  
 2  
 8 支那資金パートナーの特徴に係る収入の内訳  
 (支那資金パートナーの会員登録番号)  
 何 +  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15  
 16  
 17  
 18  
 19  
 20

1  
 21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100  
 101  
 102  
 103  
 104  
 105  
 106  
 107  
 108  
 109  
 110  
 111  
 112  
 113  
 114  
 115  
 116  
 117  
 118  
 119  
 120  
 121  
 122  
 123  
 124  
 125  
 126  
 127  
 128  
 129  
 130  
 131  
 132  
 133  
 134  
 135  
 136  
 137  
 138  
 139  
 140  
 141  
 142  
 143  
 144  
 145  
 146  
 147  
 148  
 149  
 150  
 151  
 152  
 153  
 154  
 155  
 156  
 157  
 158  
 159  
 160  
 161  
 162  
 163  
 164  
 165  
 166  
 167  
 168  
 169  
 170  
 171  
 172  
 173  
 174  
 175  
 176  
 177  
 178  
 179  
 180  
 181  
 182  
 183  
 184  
 185  
 186  
 187  
 188  
 189  
 190  
 191  
 192  
 193  
 194  
 195  
 196  
 197  
 198  
 199  
 200  
 201  
 202  
 203  
 204  
 205  
 206  
 207  
 208  
 209  
 210  
 211  
 212  
 213  
 214  
 215  
 216  
 217  
 218  
 219  
 220  
 221  
 222  
 223  
 224  
 225  
 226  
 227  
 228  
 229  
 230  
 231  
 232  
 233  
 234  
 235  
 236  
 237  
 238  
 239  
 240  
 241  
 242  
 243  
 244  
 245  
 246  
 247  
 248  
 249  
 250  
 251  
 252  
 253  
 254  
 255  
 256  
 257  
 258  
 259  
 260  
 261  
 262  
 263  
 264  
 265  
 266  
 267  
 268  
 269  
 270  
 271  
 272  
 273  
 274  
 275  
 276  
 277  
 278  
 279  
 280  
 281  
 282  
 283  
 284  
 285  
 286  
 287  
 288  
 289  
 290  
 291  
 292  
 293  
 294  
 295  
 296  
 297  
 298  
 299  
 300  
 301  
 302  
 303  
 304  
 305  
 306  
 307  
 308  
 309  
 310  
 311  
 312  
 313  
 314  
 315  
 316  
 317  
 318  
 319  
 320  
 321  
 322  
 323  
 324  
 325  
 326  
 327  
 328  
 329  
 330  
 331  
 332  
 333  
 334  
 335  
 336  
 337  
 338  
 339  
 340  
 341  
 342  
 343  
 344  
 345  
 346  
 347  
 348  
 349  
 350  
 351  
 352  
 353  
 354  
 355  
 356  
 357  
 358  
 359  
 360  
 361  
 362  
 363  
 364  
 365  
 366  
 367  
 368  
 369  
 370  
 371  
 372  
 373  
 374  
 375  
 376  
 377  
 378  
 379  
 380  
 381  
 382  
 383  
 384  
 385  
 386  
 387  
 388  
 389  
 390  
 391  
 392  
 393  
 394  
 395  
 396  
 397  
 398  
 399  
 400  
 401  
 402  
 403  
 404  
 405  
 406  
 407  
 408  
 409  
 410  
 411  
 412  
 413  
 414  
 415  
 416  
 417  
 418  
 419  
 420  
 421  
 422  
 423  
 424  
 425  
 426  
 427  
 428  
 429  
 430  
 431  
 432  
 433  
 434  
 435  
 436  
 437  
 438  
 439  
 440  
 441  
 442  
 443  
 444  
 445  
 446  
 447  
 448  
 449  
 450  
 451  
 452  
 453  
 454  
 455  
 456  
 457  
 458  
 459  
 460  
 461  
 462  
 463  
 464  
 465  
 466  
 467  
 468  
 469  
 470  
 471  
 472  
 473  
 474  
 475  
 476  
 477  
 478  
 479  
 480  
 481  
 482  
 483  
 484  
 485  
 486  
 487  
 488  
 489  
 490  
 491  
 492  
 493  
 494  
 495  
 496  
 497  
 498  
 499  
 500  
 501  
 502  
 503  
 504  
 505  
 506  
 507  
 508  
 509  
 510  
 511  
 512  
 513  
 514  
 515  
 516  
 517  
 518  
 519  
 520  
 521  
 522  
 523  
 524  
 525  
 526  
 527  
 528  
 529  
 530  
 531  
 532  
 533  
 534  
 535  
 536  
 537  
 538  
 539  
 540  
 541  
 542  
 543  
 544  
 545  
 546  
 547  
 548  
 549  
 550  
 551  
 552  
 553  
 554  
 555  
 556  
 557  
 558  
 559  
 560  
 561  
 562  
 563  
 564  
 565  
 566  
 567  
 568  
 569  
 570  
 571  
 572  
 573  
 574  
 575  
 576  
 577  
 578  
 579  
 580  
 581  
 582  
 583  
 584  
 585  
 586  
 587  
 588  
 589  
 590  
 591  
 592  
 593  
 594  
 595  
 596  
 597  
 598  
 599  
 600  
 601  
 602  
 603  
 604  
 605  
 606  
 607  
 608  
 609  
 610  
 611  
 612  
 613  
 614  
 615  
 616  
 617  
 618  
 619  
 620  
 621  
 622  
 623  
 624  
 625  
 626  
 627  
 628  
 629  
 630  
 631  
 632  
 633  
 634  
 635  
 636  
 637  
 638  
 639  
 640  
 641  
 642  
 643  
 644  
 645  
 646  
 647  
 648  
 649  
 650  
 651  
 652  
 653  
 654  
 655  
 656  
 657  
 658  
 659  
 660  
 661  
 662  
 663  
 664  
 665  
 666  
 667  
 668  
 669  
 670  
 671  
 672  
 673  
 674  
 675  
 676  
 677  
 678  
 679  
 680  
 681  
 682  
 683  
 684  
 685  
 686  
 687  
 688  
 689  
 690  
 691  
 692  
 693  
 694  
 695  
 696  
 697  
 698  
 699  
 700  
 701  
 702  
 703  
 704  
 705  
 706  
 707  
 708  
 709  
 710  
 711  
 712  
 713  
 714  
 715  
 716  
 717  
 718  
 719  
 720  
 721  
 722  
 723  
 724  
 725  
 726  
 727  
 728  
 729  
 730  
 731  
 732  
 733  
 734  
 735  
 736  
 737  
 738  
 739  
 740  
 741  
 742  
 743  
 744  
 745  
 746  
 747  
 748  
 749  
 750  
 751  
 752  
 753  
 754  
 755  
 756  
 757  
 758  
 759  
 760  
 761  
 762  
 763  
 764  
 765  
 766  
 767  
 768  
 769  
 770  
 771  
 772  
 773  
 774  
 775  
 776  
 777  
 778  
 779  
 780  
 781  
 782  
 783  
 784  
 785  
 786  
 787  
 788  
 789  
 790  
 791  
 792  
 793  
 794  
 795  
 796  
 797  
 798  
 799  
 800  
 801  
 802  
 803  
 804  
 805  
 806  
 807  
 808  
 809  
 810  
 811  
 812  
 813  
 814  
 815  
 816  
 817  
 818  
 819  
 820  
 821  
 822  
 823  
 824  
 825  
 826  
 827  
 828  
 829  
 830  
 831  
 832  
 833  
 834  
 835  
 836  
 837  
 838  
 839  
 840  
 841  
 842  
 843  
 844  
 845  
 846  
 847  
 848  
 849  
 850  
 851  
 852  
 853  
 854  
 855  
 856  
 857  
 858  
 859  
 860  
 861  
 862  
 863  
 864  
 865  
 866  
 867  
 868  
 869  
 870  
 871  
 872  
 873  
 874  
 875  
 876  
 877  
 878  
 879  
 880  
 881  
 882  
 883  
 884  
 885  
 886  
 887  
 888  
 889  
 890  
 891  
 892  
 893  
 894  
 895  
 896  
 897  
 898  
 899  
 900  
 901  
 902  
 903  
 904  
 905  
 906  
 907  
 908  
 909  
 910  
 911  
 912  
 913  
 914  
 915  
 916  
 917  
 918  
 919  
 920  
 921  
 922  
 923  
 924  
 925  
 926  
 927  
 928  
 929  
 930  
 931  
 932  
 933  
 934  
 935  
 936  
 937  
 938  
 939  
 940  
 941  
 942  
 943  
 944  
 945  
 946  
 947  
 948  
 949  
 950  
 951  
 952  
 953  
 954  
 955  
 956  
 957  
 958  
 959  
 960  
 961  
 962  
 963  
 964  
 965  
 966  
 967  
 968  
 969  
 970  
 971  
 972  
 973  
 974  
 975  
 976  
 977  
 978  
 979  
 980  
 981  
 982  
 983  
 984  
 985  
 986  
 987  
 988  
 989  
 990  
 991  
 992  
 993  
 994  
 995  
 996  
 997  
 998  
 999  
 1000  
 1001  
 1002  
 1003  
 1004  
 1005  
 1006  
 1007  
 1008  
 1009  
 10010  
 10011  
 10012  
 10013  
 10014  
 10015  
 10016  
 10017  
 10018  
 10019  
 10020  
 10021  
 10022  
 10023  
 10024  
 10025  
 10026  
 10027  
 10028  
 10029  
 10030  
 10031  
 10032  
 10033  
 10034  
 10035  
 10036  
 10037  
 10038  
 10039  
 10040  
 10041  
 10042  
 10043  
 10044  
 10045  
 10046  
 10047  
 10048  
 10049  
 10050  
 10051  
 10052  
 10053  
 10054  
 10055  
 10056  
 10057  
 10058  
 10059  
 10060  
 10061  
 10062  
 10063  
 10064  
 10065  
 10066  
 10067  
 10068  
 10069  
 10070  
 10071  
 10072  
 10073  
 10074  
 10075  
 10076  
 10077  
 10078  
 10079  
 10080  
 10081  
 10082  
 10083  
 10084  
 10085  
 10086  
 10087  
 10088  
 10089  
 10090  
 10091  
 10092  
 10093  
 10094  
 10095  
 10096  
 10097  
 10098  
 10099  
 100100  
 100101  
 100102  
 100103  
 100104  
 100105  
 100106  
 100107  
 100108  
 100109  
 100110  
 100111  
 100112  
 100113  
 100114  
 100115  
 100116  
 100117  
 100118  
 100119  
 100120  
 100121  
 100122  
 100123  
 100124  
 100125  
 100126  
 100127  
 100128  
 100129  
 100130  
 100131  
 100132  
 100133  
 100134  
 100135  
 100136  
 100137  
 100138  
 100139  
 100140  
 100141  
 100142  
 100143  
 100144  
 100145  
 100146  
 100147  
 100148  
 100149  
 100150  
 100151  
 100152  
 100153  
 100154  
 100155  
 100156  
 100157  
 100158  
 100159  
 100160  
 100161  
 100162  
 100163  
 100164  
 100165  
 100166  
 100167  
 100168  
 100169  
 100170  
 100171  
 100172  
 100173  
 100174  
 100175  
 100176  
 100177  
 100178  
 100179  
 100180  
 100181  
 100182  
 100183  
 100184  
 100185  
 100186  
 100187  
 100188  
 100189  
 100190  
 100191  
 100192  
 100193  
 100194  
 100195  
 100196  
 100197  
 100198  
 100199  
 100200  
 100201  
 100202  
 100203  
 100204  
 100205  
 100206  
 100207  
 100208  
 100209  
 100210  
 100211  
 100212  
 100213  
 100214  
 100215  
 100216  
 100217  
 100218  
 100219  
 100220  
 100221  
 100222  
 100223  
 100224  
 100225  
 100226  
 100227  
 100228  
 100229  
 100230  
 100231  
 100232  
 100233  
 100234  
 100235  
 100236  
 100237  
 100238  
 100239  
 100240  
 100241  
 100242  
 100243  
 100244  
 100245  
 100246  
 100247  
 100248  
 100249  
 100250  
 100251  
 100252  
 100253  
 100254  
 100255  
 100256  
 100257  
 100258  
 100259  
 100260  
 100261  
 100262  
 100263  
 100264  
 100265  
 100266  
 100267  
 100268  
 100269  
 100270  
 100271  
 100272  
 100273  
 100274  
 100275  
 100276  
 100277  
 100278  
 100279  
 100280  
 100281  
 100282  
 100283  
 100284  
 100285  
 100286  
 100287  
 100288  
 100289  
 100290  
 100291  
 100292  
 100293  
 100294  
 100295  
 100296  
 100297  
 100298  
 100299  
 100300  
 100301  
 100302  
 100303  
 100304  
 100305  
 100306  
 100307  
 100308  
 100309  
 100310  
 100311  
 100312  
 100313  
 100314  
 100315  
 100316  
 100317  
 100318  
 100319  
 100320  
 100321  
 100322  
 100323  
 100324  
 100325  
 100326  
 100327  
 100328  
 100329  
 100330  
 100331  
 100332  
 100333  
 100334  
 100335  
 100336  
 100337  
 100338  
 100339  
 100340  
 100341  
 100342  
 100343  
 100344  
 100345  
 100346  
 100347  
 100348  
 100349  
 100350  
 100351  
 100352  
 100353  
 100354  
 100355  
 100356  
 100357  
 100358  
 100359  
 100360  
 100361  
 100362  
 100363  
 100364  
 100365  
 100366  
 100367  
 100368  
 100369  
 100370  
 100371  
 100372  
 100373  
 100374  
 100375  
 100376  
 100377  
 100378  
 100379  
 100380  
 100381  
 100382  
 100383  
 100384  
 100385  
 100386  
 100387  
 100388  
 100389  
 100390  
 100391  
 100392  
 100393  
 100394  
 100395  
 100396  
 100397  
 100398  
 100399  
 100400  
 100401  
 100402  
 100403  
 100404  
 100405  
 100406  
 100407  
 100408  
 100409  
 100410  
 100411  
 100412  
 100413  
 100414  
 100415  
 100416  
 100417  
 100418  
 100419  
 100420  
 100421  
 100422  
 100423  
 10042